

令和4年1月28日

村内放課後児童クラブ施設長 殿

宜野座村長 當眞 淳
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止措置に伴う村内放課後児童クラブの対応について（第4報）

平素より本村の教育・保育行政並びに新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取り組みについてご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「新型コロナウイルス感染症拡大防止措置に伴う村内放課後児童クラブの対応について」にてご協力をお願いしているところですが、まん延防止等重点措置期間の延長決定を受け、下記のとおり決定しましたので、お知らせします。保護者への周知をよろしくお願いいたします。

なお、今後の状況に変更があった際は、再度お知らせいたします。

記

1. まん延防止等重点措置期間中（2月20日まで）については、お仕事がお休みの日に各家庭での保育が可能な場合は、引き続き「家庭保育の協力依頼」をお願い致します。（保育料の減免措置は対象外となります。）
2. 児童が感染した場合や濃厚接触者となった場合は、これまで通りの登所を控えていただくようお願い致します。感染による欠席や濃厚接触による欠席は、保育料は減免対象となります。速やかに対象者の報告をお願いいたします。
3. 放課後児童クラブにおける感染対策等（※重要）
 - 検温シートの記入、手洗い、うがい等の感染対策の徹底をお願い致します。
 - 職員の体調管理を徹底し、体調の悪い方は、出勤しない・させないようお願いいたします。
 - 職員が濃厚接触者となった場合、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月15日保感第1494号沖縄県通知）に基づき、10日を待たずに検査が陰性であった場合でも待機を解除する取扱を実施できることとします。
 - 不要不急の外出についても、徹底していただきますようお願い致します。

担当：宜野座村健康福祉課
児童福祉係 比嘉
098-968-3253